

掲示期間 6.16- 6.25

新潟市告示第431号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市民芸術文化会館及び新潟市音楽文化会館の使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年6月16日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

所在地 新潟市中央区西堀前通六番町894番地1 西堀六番館ビル5階

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市民芸術文化会館及び新潟市音楽文化会館の使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年4月1日

4 徴収事務を委託した日

令和6年4月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで